



日・フィンランド社会保障協定



背景

➤ これまで、日・フィンランド間で派遣される駐在員等は、両国の年金・雇用保険制度へ強制加入が発生。

➡ ①保険料の二重負担、②保険料の掛け捨てが生じている。

➤ 2019年1月に実質合意。同年9月にヘルシンキにおいて署名。2020年6月に国会承認。
2021年11月25日に外交上の公文の交換を実施し、2022年2月1日に効力発生。

※フィンランドの所得比例年金制度における老齢年金には最低加入期間の要件はないため、日本からフィンランドに派遣される駐在員等には保険料の掛け捨ての問題は生じていない。

主な内容

①双方の制度への強制加入に伴う保険料の二重負担の解消

◆ 相手国に派遣される駐在員等は、その滞在期間に応じ両国の年金・雇用保険制度の適用を調整。

◇ 派遣期間が5年以内と見込まれる場合

→派遣元国の年金制度にのみ強制加入

◇ 派遣期間が5年を超えると見込まれる場合

→原則派遣先国の年金制度にのみ強制加入

※雇用保険制度については、派遣期間が5年以内と見込まれる場合、派遣元国の雇用保険制度にのみ強制加入。

②派遣期間が短い場合に年金の保険料が掛け捨てとなる問題の解消

◆ 年金の受給資格期間を満たさない場合、両国の保険期間を通算

◆ 年金額は、両国それぞれの保険期間に応じた額とする

※通算の対象となるフィンランドの給付は障害年金の一部（フィンランドの所得比例年金制度における老齢年金には最低加入期間の要件はない。）。

締結の意義

➤ 本協定を締結し、保険料負担を軽減することで、両国間の人的・経済的交流を一層促進する。



- 人口: 554万人(2019年)
- 一人当たりGDP: 48,870米ドル(2019年)
- 在留邦人: 2,005人(2018年)
- 進出日系企業: 212社(2018年)
- 進出分野: 製造業等

(参考)

- 2019年9月現在、
 - 日本は、20か国(ドイツ、英国、米国、韓国、インド、中国等)との社会保障協定が発効済み。

- 2019年は日・フィンランド外交関係樹立100周年。